

第4章 チリの経済社会発展の課題と日本の経済協力

はじめに

チリは、70年代半ば以降、長期にわたる経済改革を進め、持続的成長を実現してきた。その成功は注目され、しばしば「チリモデル」とも呼ばれている。本稿の目的は、チリが「チリモデル」によって達成したものは何か、チリが今日取り組むべき課題は何かを明らかにし、その上で日本のチリに対する経済協力のあり方について考察することにある。

まず第1節では、「チリモデル」の意義と特徴について検討し、続いて第2節でチリ経済の現状について述べる。そのうえで、第3節と第4節では、それぞれ、改革と制度構築の「チリモデル」、経済発展戦略としての「チリモデル」について考察し、チリモデルによって何が達成されたか、又、チリが取り組むべき課題は何かを明らかにする。ついで、第5節では、日本の対チリ経済協力のこれまでの推移を概観し、その特徴を明らかにする。最後に第6節では、第1節から第5節までの考察を念頭に、今後のチリの社会経済発展の課題と日本の対チリ経済協力の方向について検討する。

1. 「チリモデル」の意義と特徴

本報告書の総論で述べたとおり、現在、中南米諸国の多くは新たな挑戦に立ち向かっている。90年代の改革は経済安定化、一定の経済成長の達成、社会開発の進展を可能にしたが、90年代末から、一部の国では成長は再び停滞し、発展戦略の見直しを迫られている。

例えば、アルゼンチンにおいては、1ペソ1ドルを維持してきたカレンシー・ボード制が破綻し、著しい経済停滞に見舞われ、ベネズエラでは、政治が不安定化して長期にわたるストライキが続いている。

そうした中南米諸国のなかで、チリの成功は際立っており、「チリモデル」という言葉が使われ、チリを参考にすべきだとの意見もしばしば聞かれる。しかし、90年代末からの中南米諸国における経済成長の停滞については、チリも例外ではない。長期間にわたって続いてきた成長が減速してきており、「チリモデル」を問い直し、発展戦略の見直しが必要だとする見方もあり、チリ国内でも、今後の経済政策についての論争が活発に行なわれている。

ここではまず、「チリモデル」について検討し、その特徴が、今日のチリ経済の現状とどのように関わっているかについて考察することとしたい。すなわち、チリにおいては、他の中南米諸国に比較すれば、今日でも引き続きすぐれたマクロ経済のパフォーマンスが見られるとは言え、これまでの長期の高成長から、近年より低い成長へと推移していることは明らかであり、それがはたして「チリモデル」の限界によるものかどうか問われている。これに対して、「チリモデル」そのものに問題があるのではなく、チリを取り巻く国際経済環境の変化によって生じている現象であって、「チリモデル」を変更する必要はないとの見方もある。

「チリモデル」は多くの研究で用いられている言葉であり、英語では、“Chilean Model” スペイン語では、“Modelo Chileno” と呼ばれる。ただ、それが実際に何を指すかと言

う点については、必ずしも、多くの著者の一致した定義があるわけではない。しかしながら、『チリ：最近の政策の教訓と新たな課題』と題する研究で、Perry and Leipziger (1999) が指摘するように、市場重視、公共政策のディシプリン、社会政策など、広くチリの経験から、他の諸国が学ぶべき経験を指して「チリモデル」と捉えるのが一般的な見方であると言えよう。

Perry and Leipziger (1999) はまた、「チリモデル」として注目される具体的分野として、銀行危機に対する対応、年金政策、新しい輸出市場の開拓、民営化、及び対象を絞った社会政策をあげている。

なお、「年金システムのチリモデル」と言うように、特定分野の改革のチリにおける経験をチリモデルと呼ぶ場合も少なくない。

さらに、チリの行なってきた比較優位に基づく輸出志向型の発展の戦略を「チリモデル」と呼ぶことも可能である。例えば、Corbo and Tessada (2001) は、そのような意味でこの言葉を使っており、彼等は「チリモデル」は「東アジアモデル」に対する極めて明瞭な対照的モデルであると指摘している。

このように見ると、「チリモデル」と言う言葉は、チリの行なってきた経済政策や経済発展戦略の、少なくとも2つの特徴を際立たせる形で指していると言うことが出来よう。ひとつは、チリにおける70年代半ば以降の経済改革と、その結果として構築されたチリの新たな市場経済の枠組みを表現する言葉としてである。本稿ではこれを「改革と制度構築のチリモデル」と呼ぶこととしたい。一方、チリが70年代半ば以降一貫して採用してきた、比較優位に基づく輸出志向の発展の戦略も「チリモデル」と呼ばれることが少なくない。これを本稿では、「発展戦略のチリモデル」と呼ぶこととしたい。

2. チリ経済の現状

1997年まで、高い成長率を維持してきたチリ経済は、1998年以降、成長率の相対的に低下に直面している。すなわち、成長率は、1993年から97年まで、6.9%、5.0%、9.0%、6.9%、6.8%と高い水準で推移してきたが、98年に3.3%に低下し、99年には80年代半ば以降はじめて、マイナスの成長率(-0.7%)となった。続いて2000年には4.4%となったものの、2001年には2.8%、2002年には1.8%と、成長率が減速して、今日に至っている。

表 1 最近3年間のチリの主要経済指標(注1)

成長率の減速に伴って、失業率も上昇し、政府の取り組むべき緊急の課題の一つが失業対策となっている。すなわち、1998年まで6~7%台で推移してきた失業率(1996年6.4%、97年6.1%、98年6.4%)は、1999年に9.8%となり、その後低下してきているものの、9%台が続いている(2000年9.2%、2001年9.1%、2002年9.0%)。2002年も、政府の失業対策事業により、失業の増加を抑えたことにより、9.0%となった経緯があり、それが行なわれなかったならば、より高い失業率となったであろうと考えられる。

ただし、成長率が低下したとはいえ、チリ経済のマクロパフォーマンスが大きく悪化したわけではない。この点は、アルゼンチンや、ブラジルなど多くの中南米諸国と異なる点である。すなわち、これまで高い成長を続けてきたチリ経済は、ここ数年の低い成長や輸出の低迷などにもかかわらず、これを乗り切る条件を十分に有していると言える。

実際、チリの場合、対外債務の累積額はアルゼンチン、ブラジルなどと比べて相対的に少なく、支払いの負担が少ない。また、財政は、従来黒字で推移してきており、近年赤字に転じたものの、その規模は他の国々に比較して小さい。

例えば、2002年の財政赤字はGDPの0.9%程度とされるが、その多くは、同年4月の海外での9億ドルの起債でまかなわれた。また、この資金の一部は、より不利な条件で借りていた外債の期日前の支払いにあてられ、またこれまでに使われていた、銅安定化資金に払い戻す資金として利用された。2003年の財政赤字は、GDPの0.7%程度と予想されるが、中央政府の債務残高がGDPの17%と低いため、財政赤字のファイナンスに特に問題はないとされる。(ECLAC, 2002)

また、インフレ率が低い水準にあり、物価上昇のリスクが殆どないことから、中央銀行は景気刺激のため利子率を次々と引き下げ、史上最も低い水準となっている。こうした金融政策が可能なのも、チリのマクロ経済の条件によるものであり、他の中南米諸国と比較して、これまでのチリの改革による優れたマクロ経済パフォーマンスの実績を反映するものであると言える。すなわち、チリの消費者物価上昇率は、1997年の6.0%を越える水準から、98年には4.4%に低下し、99年には2.3%に低下、2000年に4.7%となったものの、2001年2.6%、2002年3.0%と低い水準で推移してきている。利子率については、チリ中央銀行は、2002年1月から8月までに、6回にわたる引き下げを行ない、公定金利は3%にまで低下した。

チリの対外債務残高は、2002年末で392億ドルとなっているが、アルゼンチンの1,329億ドル、ブラジルの2,287億ドル、メキシコの1,410億ドルと比較してかなり低い水準となっている。輸出に対する対外債務の比率も、アルゼンチンの453.2%、ブラジルの328.8%などと比較して179.3%と低い。ただし、NAFTA発足により大幅に輸出額を拡大してきた、且つマキラドールからの輸出の多いメキシコの82.1%よりは高い。同様に、輸出に対する利子支払額も、アルゼンチンの34.1%、ブラジルの22.2%と比較して、8.0%と低い。ただし、メキシコの7.6%より高い水準にある。

3. 改革と制度構築の「チリモデル」

第1節で述べたような意味での改革と制度構築の「チリモデル」を考える際に重要だ

と思われるのは、チリは中南米諸国のなかでも、市場重視の、且つ民間セクターの活動を中心とする経済のシステムを構築することに最も成功した国のひとつであるという点であろう。優れたシステムを構築し得たか否かは、何よりもそのシステムのもとで、経済がすぐれたマクロパフォーマンスを維持しつつ、長期に持続的成長が達成されるか否かによって判断されると考えられる。筆者等は、最近こうした観点から、中南米全体の90年代の改革と制度構築についての研究を行なった(西島・細野編著『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』¹⁾)が、その研究の視点から、改革と制度構築の「チリモデル」とは何であったのかを考察することとしたい。したがって、本稿のこの節は、同研究に依拠することが大きい。また、理論的、実証的な詳細な論考については、同研究を参照されたい。

上記のようなシステムの構築には、経済の自由化、特に貿易・投資の対外自由化、民営化、規制緩和などを含む改革が不可欠であり、それらは、中南米においては通常「第一世代改革」として知られている。これらは不可欠な改革であるが、それは上記のような持続的成長を可能にするシステムを構築する十分条件ではない。貿易・投資の自由化、民営化、規制緩和などは、多くの国が行っている。しかるに、総論で述べたとおり、多くの国で成長が持続しないのはなぜか。なぜ、チリのような長期にわたる成長の持続を達成できなかったのであろうか。

このように考えると、「チリモデル」の特徴は、他の中南米諸国との比較を行なうことにより明らかにすることが出来ると考えられる。

紙数の制約から、ここでは、多くの国でかなり徹底して行なわれた改革の分野(上記の貿易・投資の自由化、民営化、規制緩和など)についてはとりあげず、改革の進展に著しい相違のある分野、チリが改革と共に優れた制度の構築を行なってきた分野を中心に取り上げ、「チリモデル」の特徴を明らかにするアプローチをとることとしたい。ただし、いうまでもなく、ここに取り上げない分野でも、チリは他の国とは異なる、多くの場合、優れた制度の構築を行なってきたことも指摘しておく必要がある。例えば、貿易自由化については、チリは他の多くの中南米諸国よりもより低い関税水準にまで関税を引き下げるとともに、傾斜関税をやめ、一律関税を採用した。さらに、周辺諸国との経済統合を行なうことをせず、世界の多数の国、特に主要国(米国、EU、カナダなど)とFTAを結ぶ戦略を選択した。このような戦略による自由化が、他の戦略より優れているか否かは一概に言えないものの、チリの際立った戦略であることは確かである。

同様に、社会保障、特に年金システムの確定拠出型への変更とその民間セクターによる運営は、チリが事実上世界で最初に導入したシステムであり、多くの中南米諸国もチリと同様のシステムを採用した。チリの年金システム改革を検討する際には、民間の年金運用会社が投資対象と出来る、信用力の高い企業の民営化による創出、資本市場の整備などの「改革と制度の構築」が同時に行われたことに注目する必要がある。

また、金融システムの構築による金融深化も、チリが際立って進んでおり、これも「チ

1 西島章次・細野昭雄編著『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』神戸大学経済経営研究所、2003年

リモデル」の特徴に挙げてよいであろう²。

以下では、他の中南米諸国が十分に達成できなかった、改革と制度構築の重要な分野として、財政改革、特に税制改革、輸出競争力を重視した為替政策、短期資本流入規制、外国直接投資に対する制度、労働分野の改革の5つの分野でのチリの経験を取り上げることとしたい。これらは、上記のような他の分野と相俟って、チリのシステムが成長の持続を達成することを可能にしたという点で、「チリモデル」の特徴を示すものであると言えよう。

まず、中南米の80年代後半から90年代にかけての経済改革のなかで、最も遅れている分野のひとつは税制改革の分野であり、また財政の均衡については今日も引き続き取り組むべき重要な課題となっている。1990年代の末に至っても、中南米諸国においては依然財政赤字の規模は大きく、ラテンアメリカ及びカリブ諸国の加重平均で、1990年代半ばまではGDP比1.4%から1.8%の赤字で推移してきていたが、98年には2.4%、99年は3.1%、2000年には2.7%、2001年には3.1%と赤字が再び拡大している。

なかでもラテンアメリカの主要国、特にアルゼンチンにおける赤字が2000年から2001年にかけて大幅に増加したことは周知の通りであり、またブラジルにおいても、近年財政赤字(非金融部門の公共セクター)の赤字幅が拡大し、1999年にはGDP比10.0%となり、2000年には4.6%に減少したものの、2001年には再び8.0%となった。

以上のような状況と比較して、チリにおいては1997年まで2%前後の財政黒字が維持されてきた。98年以降黒字幅が減少し同年0.4%の黒字となった後は、99年に1.5%の赤字となり、2000年には0.1%と小幅ながら黒字を回復したものの、再び2001年には0.3%の赤字となり、2002年には既述の通り、0.9%の赤字となった。しかしながら、赤字とは言っても、チリの水準は他の多くの中南米諸国のそれと比較して低く、且つ、累積債務額もすくないため、海外での起債によるファイナンスが十分に可能であることは先に述べた³。

チリにおいては、ピノチェット政権発足後、財政の改善への努力が行われた。税制改革は、ピノチェット政権成立の翌年の1974年に早くも開始され、この年に付加価値税が導入された。また軍事政権は脱税の取り締まりを強め、徴税機能の強化を行った。しかし、1982年の債務危機の下で、危機によって生じた不況に対応するために、財政支出を増加させざるを得ず、1982年にはGDP比2.3%の赤字となった後、1983年には3.8%、84年には4.0%、85年には6.3%へと赤字の規模が次第に拡大した。

しかしながら、民営化や税制改革などの効果により、1986年以降財政赤字が減少し、同年には2.8%の赤字となり、87年には0.1%となった。さらに、それ以降はIMFとの協議により定められた方針が守られ、黒字に転じている。すなわち、経常支出の削減と、

2 西島・細野編著『同上書』第5章参照。

3 また、これに関連して、対外債務に占める公的債務の割合が、非常に低い水準にまで低下していることを指摘しておきたい。近年、銅価格の低下により、チリの経常収支赤字は拡大してきているが、それを単にGDP比で他の諸国と比較することは、チリの対外的脆弱性や、財政の脆弱性の程度を判断するという意味では、必ずしも正確ではない。何故ならば、経常収支赤字は、当然外国からの資金調達が必要額を示すもの(それに対応する資本収支の黒字)であるが、チリの場合には、債務に関わる元本の返済額や利子支払額が、他の主要国と比べてGDP比でかなり低い水準にあるからである。公的債務の割合が、非常に低い水準にまで低下して来ていることも同様に重要である。

銅価格の上昇から生じた財政収入の増加により、1988年及び89年にはそれぞれGDP比3.3%及び6.1%の黒字を実現するに至った。また、民営化の効果も大きかった。Büchi(1998)も指摘しているように、チリの財政赤字のほぼ半分が公営企業の赤字によって生じていた。このことから、民営化は財政赤字を減少させるためにも重要な手段となった。

こうして、90年において民政への移行が実現した時には、既に財政黒字が実現していたが、民政後の最初の政権であったエイルウィン政権は、政権発足直後に新たな税制改革を実施した。この改革は、財政の黒字を維持しつつ教育・医療や貧困対策など社会政策を民政下で積極的に推進するために、税収の拡大を図ることを目的とした極めて重要な税制改革であった。その中心は付加価値税を16%から18%に引き上げることにあり、このことによって政府の財政収入を14%(GDPの2.2%)増加させることを目指したのである。この税制改革は国会で承認され、その後の民政下での政府による様々な社会政策の支出に用いられた。

この民政下での税制改革は、民政移行後、貧困層を含む多くの国民の生活改善への期待が高まっていたことから、政権発足の早い時期にこれを行うことがきわめて重要であると判断されたことにより行われた改革であった。この90年初めの経済改革、特に税制改革を詳細に研究したBoylan(1996, p.29)は、この改革は、「今日の途上国世界における民主主義への最も成功裏の移行を実現したという点で、政策的成功であったと見ることが出来る。」と指摘している。⁴

このことにより、チリは、ピノチェット政権下で、税制改革と財政の均衡を実現しただけでなく、民政移行後の早い時期に、さらなる税制改革を実行することにより、民政のもとで起こりがちな、ポピュリスト的な社会支出の拡大による財政の赤字の拡大を、あらかじめ回避したとすることが出来る。早くから税制改革を行ったこととならんで、これは「チリモデル」の一つの重要な特徴であったといえよう。

一方、財政収支に関連して、あえてチリの脆弱性を指摘するとすれば、銅への高い依存度が挙げられる。その価格の低下は、チリの財政収支に重要な影響を与えざるを得ない。しかしながら、チリは銅安定化基金(FCC)を有しており、銅価格が上がれば、収入の一部をこれに組み込み、下がれば引き出して使う仕組みとなっており、これに積み立てられている資金があることから、財政収入への影響は、この基金を用いて緩和することができると思われる。

第2に、「改革と制度構築のチリモデル」の第2の特徴として、物価の安定よりも、輸出競争力の維持を重視した、為替政策を挙げたい。

一般にラテンアメリカ諸国では、インフレの抑制のために、固定為替レートを導入することが多かった。しかし、それは、国内通貨の過大評価を招き、輸出競争力が失われるという効果を伴っていた。したがって、固定為替レートの導入は、輸出の拡大よりも、インフレの抑制を優先させた政策であったといえる。ピノチェット政権下の初期のチリの政策もその例外ではなく、70年代末からの固定為替レートのもとで、著しい国内通貨高となり、輸出は伸び悩み、一方で対外借款が拡大して、ついに1982年の累積債務危

4 この改革の詳細については、西島章次・細野昭雄編著(2003)の第7章参照。

機を迎えるに至った。しかし、チリの場合興味深いのは、このことを教訓として、その後は、固定為替レートを選択せず、様々な制度面での改善を行ないつつ、実質為替レートを安定させる政策（従って、輸出競争力を重視する政策）を維持したことである。これも、「チリモデル」の一つの特徴であったといえよう。これに対して、チリよりも遅れて改革を行った、メキシコ、アルゼンチン、ブラジルなどの場合、かなりの期間、固定為替制の時期が続くのである。

しかし固定為替レートを採用しない場合には、インフレを抑制するためには、財政の均衡を達成する事が重要な条件となる。チリは既述のように、税制改革と財政の均衡を達成しつつ、時間をかけてインフレの抑制を行なっていく方法を選択した。言い換えれば、チリは、税制改革と財政の均衡の達成を着実にこなした来たがゆえに、上記のような物価安定よりも、輸出競争力に重点をおいた為替政策をとることが可能であったともいえる。ただし、財政を均衡させてもなお、インフレ抑制に為替政策を用いなかったチリでは、物価上昇率の低下には、かなり長い期間が必要であったことは、後に述べるとおりである。

チリの現在の為替政策の基本的枠組みは1984年8月に導入されたが、先に述べた通り、この政策は1979年から82年までの固定為替レートのもとで、国内通貨高が進み、輸出が伸び悩む一方、大量の外国からの資金の流入とそれによって生じたバブル経済とその破綻、金融システムの著しい混乱と累積債務危機の発生を経験した後に実施された政策であった。

チリにおいては、そうした経緯からインフレ抑制には長い時間を要しており、債務危機後の新たな一連の経済政策が1983年、84年から始まっているにもかかわらず、消費者物価上昇率は1993年に至るまで二桁台の水準が続いたのである。すなわち、1991年における上昇率は18.7%の水準となっており、1998年ようやく4.3%の水準が達成されている。これに対しアルゼンチンでは、固定為替制を兌換法によって定めたコンバーティビリティ・プラン実施後、比較的短期間にインフレのほぼ完全な抑制が実現し、1995年には1.6%、96年以降は1%以下となった。ブラジルにおいても同様に比較的短期間にインフレは抑制され、98年には2.6%となった。メキシコにおいては、1994年までは為替がアンカーとして用いられてきたが、1994年のメキシコ危機発生後は政策の変更が行われ、1995年の消費者物価上昇率は52.1%となり、1998年の上昇率も17.4%となっている。

チリにおいては、為替アンカーをインフレ抑制に用いることをやめ、財政収支を黒字にし、且つ、不胎化政策を実施し、金利を比較的高い水準に維持することなどにより、インフレの抑制を行ってきた。そして、事実上の変動為替レートのもとで、実質為替レートを一定の水準に維持することにより、輸出競争力の維持を優先する政策を選択したのである。以下このことについて、短期資本流入に関する政策とあわせ、より詳細に論ずることとしたい。

「改革と制度構築のチリモデル」を構成する第3の点は、資本移動、とくに短期資本流入に関する政策である。

チリのが為替政策と国際資本移動に関わる政策は、アルゼンチンのそれと全く対照的であった。アルゼンチンにおいては2001年まで固定相場制であり、且つ、短期資本の流入に対する規制を一切行っていなかったのに対し、チリの場合には世界の主要通貨(CRM、

後述)へのペッグを基本とした為替バンド制による変動為替レート制を採用し、且つ、短期資本流入に対して各種の規制を行った。この顕著な相違の要因は、アルゼンチンにおいてはインフレの抑制、経済安定化が最優先課題であったのに対し、チリにおいてはむしろ輸出の拡大、そのもとでの成長の持続が重視されてきたことにあると言えよう。そのため、チリにおいては実質為替レートが、その長期的なトレンドから大きく乖離することを回避する努力が行われてきた。

すなわちチリでは、累積債務危機の反省に立って、クローリング・ペッグ制が実施された。これは、一定の幅(バンド)の間でのフローティングを許容する方式であるが、その幅は当初プラスマイナス各0.5%であったが、85年にはプラスマイナス各2%、88年にはプラスマイナス各3%、89年にはプラスマイナス各5%へと次第に広げられた。

1992年に至って、さらに二つの重要な変更が行われた。一つはバンドの幅が大幅に拡大したことである。同年にはプラスマイナス各10%となり、さらに1997年にはプラスマイナス各12.5%に広げられた。また、1992年に従来アメリカ・ドルに対してのクローリング・ペッグであったのをアメリカ・ドル50%、ドイツ・マルク30%および日本円20%からなる通貨の組み合わせからなるCRM(Canasta Referecial de Monedas)にペッグするように変更されたのである。

これら1992年の二つの重要な変更は、いずれも内外金利差の金利裁定による利益を求めて流入する外国からの資本を抑制することを主たる目的としていた。しかしながら、上に述べた3種類の通貨の組み合わせ(CRM)は変更され、1997年にはドルの割合を大幅に拡大し80%とし、ドイツ・マルクを15%、日本円を5%に低下させた。この結果、ドル・ペッグ制に近いものとなった。しかも、変動の幅であるバンドが92年から拡大し、97年にさらに上下それぞれ12.5%に拡大したこともあり、為替レートがバンドの下限に近い水準で常に推移するという状況が生じた結果、この為替政策が、当初目指していた投機的な資金流入を抑制する効果は著しく減少した。この結果、その後の一時期、チリでも為替レートの過大評価(ペソ高)が進んだ。

一方、チリにおける短期資本流入を直接規制する方法として最も重要であったと考えられる強制預託制度は1991年6月に導入された。この制度の下で海外からの借款(外国直接投資は含まれないが外国直接投資に関連した融資や貿易金融を含む全ての外国からの借款がその対象となっている)の20%が強制的に無利子で中央銀行に預託されることとなった。当初は、その期間は最低90日、最高1年間となっていた。また、従来1年以内の国内融資のみに課されていた年利1.2%の印紙税が、外国からの借款に対しても適用されることとなった。

なお、強制預託を行う代わりに、それに関わる金融コストと同額の支払いを中央銀行に行うことによって強制預託を免除される方式も導入された。この場合の金融コストは、LIBORプラス年利2.5%を強制預託の対象となる金額に対して課するという方式であった。

しかしながら、資金流入はこの強制預託制度の導入にも関わらず続いたため、92年5月には強制預託の割合が30%に引き上げられ、また、外国通貨での定期預金や外国人によるチリの株式の購入に対しても適用されることとなった。融資の期間の長さの如何に関わらず、すなわち、1年よりも短い非常に短期の融資の場合であっても、預託は1年間行わなければならないこととなった。さらに、上に述べた金融コスト算出に関しては、LIBOR

プラス2.5%から4%へと引き上げられた。

以上のように、為替制度と短期資本流入に対する規制を組み合わせることによって、チリ政府および中央銀行は、短期資金の流入を抑制し、為替レートが過大評価となることを回避する努力を行ってきたとすることが出来る。ただし、それにもかかわらず、1996、97年には為替レートの過大評価がある程度進んだ。

チリにおける為替制度と短期資金流入の抑制に関しては、以上のことを考慮しつつ、より広いマクロ経済政策のコンテキストの中で検討する必要がある。まず、比較的低い水準であるとは言え、チリにおいても二桁のインフレが続いており、インフレ抑制も重要な政策目標の一つであった。そのためには景気を過熱することは避けなければならない、比較的高い金利水準が維持された。しかしながら、高い金利水準は内外の高い金利差が生ずることを意味し、チリのファンダメンタルズが改善し、また、政治の安定化が進み、カントリー・リスクが低下すればするほどこの内外金利差を裁定する形での短期の資本流入が強まる可能性があった。それを回避するために行われたのが、先に述べたような為替政策と強制預託制度などによる短期資金流入の抑制であった。また、流入した資金の一部も不胎化政策によって、国内の通貨量の増大につながることを回避する努力が行われた。

同時に、為替レートの過大評価を回避することを通じて、輸出面では輸出品の競争力の強化と輸出構造の多様化を可能にし、一方、消費ブームを抑制して輸入の拡大を抑制することに寄与した。また、債務総額に占める短期債務の割合は、中南米諸国の平均と比較してかなり低い水準で推移した⁵。

ただし、単純にその比率を比較するだけでは、この面での「チリ・モデル」の効果を十分に評価することとはならないであろう。それは、チリは経済改革を早くから実行した結果、健全なマクロ経済の運営を実現し、また、政治的安定の程度も他のラテンアメリカ諸国と比較してはるかに高かったため、短期・長期を問わず、チリに対する資本流入の圧力は、多くの中南米諸国と比べてきわめて高かったと考えられるからである。言い換えれば、そのような高い資本流入の圧力にも関わらず、ラテンアメリカの平均をはるかに下回る短期債務の割合となっていることは、チリのシステムが非常に効果的であったことを示しているといえよう。

この点に関連して、アニナット蔵相は「チリの強制預託制度が、短期資本流入の抑制について果たした役割は、きわめて重要であったことを強調すべきである」と述べている⁶。また、為替レートの過大評価およびそれによって生ずる経常収支赤字（経常収支赤字のGDPに対する割合）については、いずれもラテンアメリカ地域の他の諸国よりもチリの方が少なかったという指摘がなされている。

また、チリ政府は、流入した外貨が著しい消費ブームや為替レートの過大評価を引き起こさないように不胎化政策を実施したが、チリのシステムによる資本流入の抑制は、この不胎化政策のコストを出来る限り少ない範囲にとどめるという効果があったことも

5 短期資金の流入を抑制出来たかどうかについては、1998年7月末の時点でチリの対外債務の総額の97.3%は中長期債務であったのに対し、短期債務は2.7%に過ぎなかったことが明らかにされている。この政策のその効果の詳細については、西島章次・細野昭雄編著（2003）第7章参照。

6 当時のアニナット蔵相の財政の現状に関する報告書、1998年10月8日、Aninat（1998）p.38による。フレイ政権下で、蔵相を務めたアニナット氏は、その後、IMFにおいて枢要な地位にある。

指摘できよう。従って、強制預託制度に加え、為替政策や流入した資金の不胎化等を含む幾つかの政策の柔軟な組み合わせが、全体としてボラタイルな資本移動、あるいは投機的な資本流入を抑制する効果があったといえることができる。

第4に、外国直接投資に関する政策も改革と制度構築の「チリモデル」を形成する重要な要素であったと言えよう。短期資本流入の抑制とは反対に、外国直接投資(FDI)に関しては、チリは促進する政策を実施し、その額は他の諸国と比べてきわめて高い。チリのシステムが外国直接投資を抑制することは殆どなかったと考えられる(ただし、外国直接投資に関連する海外からの短期的な借入を行う場合には、先に述べた、強制預託制度が、高いコストとなったのと批判がある)。

チリに対する投資を、外国の投資家が安心して行うことができるよう外国投資に関する条件を長期間変更しない、信頼できるものとする努力が早くから行われてきたことを強調すべきであろう。すなわち、1973年のクーデターで新政権が成立した、翌年の74年には、チリ政府は早くも、法令第600号を制定し、外国直接投資に対する透明性の高い規則を定めたのである。チリが行った70年代半ば以降の多くの経済自由化政策のなかでも最も早く行われた政策であり、かつ、最も継続性の高い政策であったと言える。法令第600号は基本的に変更されることなく今日も有効である。したがって、74年から既に28年にわたってチリに対する外国直接投資の基本的制度として堅持されてきたと言える⁷。

この法令第600号に加えてチリでは債務危機の後に債務の資本化(debt equity swap)のための制度が導入されたが、債務の資本化による投資が一巡するとこの制度は使われなくなり、この時期を除けばチリにおいて基本的に外国直接投資の受け入れの制度となってきたのは法令第600号であったと良い。

この法令第600号の最も際だった特徴は、それがチリ政府と外国投資家との契約という形をとっていることである。すなわち法令第600号に基づく投資は、外国投資家とチリ政府が投資に関して合意し、契約することを意味している。その契約は自動的に法律としての効力を有し、これによって行われた投資は、その投資プロジェクトの終了するまで有効であり、且つ、そのもとで全ての権利と責任が明確に定められているのである。且つ、この契約についての一切の変更は両当事者の同意を得なければならないこととなっている⁸。

改革と制度構築の「チリモデル」の重要な構成要素の一つに、労働市場における改革がある。一般にラテンアメリカにおいては、労働市場の改革が遅れている一方、労働年齢人口の高率での増加や労働参加率の拡大などから、労働の供給は高率で増加しており、この結果、ラテンアメリカの多くの国で高い水準の失業率が見られ、またインフォーマルセクターの拡大が進んでいる。一般に、雇用の拡大が進まない状況は、Guasch(1996)も指摘するように、とりわけ、労働市場の分野における改革が殆ど行われ

7 チリの外国直接投資に関わる制度の詳細、「債務の資本化」に関するシステムなどの詳細については、堀坂浩太郎・細野昭雄・古田島秀輔著(2002)参照。

8 法令第600号を含むチリの外国直接投資に関わる法的枠組みや規則については、チリ外資委員会(Comite de Inversion Extranjera)の副委員長自らが、非常に詳細に考察を行い、いわば、コンメンタールにあたる文書を出版している。上記法令によれば、チリ外資委員会は法人格を有しており、委員長は経済大臣が勤めることとしている。本稿で言及しているチリの外資制度の詳細については、Mayorga L., Roberto y Luis Montt (1993)参照

ていないか遅れていることに起因すると考えられる。ラテンアメリカの労働市場に関する規制は強く、労働市場が柔軟性を欠いていることが雇用の拡大が進まない最も重要な原因であると考えられている。

こうしたなかで、チリは労働市場の改革においては最も進んだ国の一つと見られている (Guasch, 1996, p.146)。

チリが他の諸国と比較して大きく異なっている点は、労働紛争時における企業家側の権限がより強くなっているという点である。すなわち、労働紛争が続いた場合に、チリの場合には一定の条件のもとで企業側はロック・アウトを行うことが可能である。その条件とは、ストライキが 50%以上の労働者に影響を与えている場合、及びストライキによってその企業の極めて重要な活動が停止される場合においては、ロック・アウトが可能であるとされている。これに対し、アルゼンチンではストライキが違法でない限りは企業家はロック・アウトを行うことが出来ないこととなっており、またメキシコでもロック・アウトを行うことはできない。ブラジルでは事前に承認を受ける必要がある。従ってこの分野においては、チリの場合、一定の条件を満たせばロック・アウトが可能であることが事前に定められているという点で、ストライキ時における企業家の権限を他の諸国よりもはるかに強いものとしていると考えられる。

またストライキを行っている労働者の交替要員を導入することができるか否かについても、チリの場合、明瞭に定められており、企業家により強い権限が与えられている。すなわち、チリでは賃金引き上げをめぐるストライキにおいて、企業家側が行う最終回答の内容となる賃金引き上げの水準が、それ以前の労働契約の賃金水準に消費者物価指数の分を調整した水準に等しいかそれ以上である場合 (消費者物価指数分だけ賃金水準を引き上げているかそれ以上である場合) ストライキの最初の日から労働者の交替要員を導入することができることとなっている。しかもこのような条件を満たしていない場合にも、ストライキが開始されてから 15 日を経過した場合には、交替要員の導入が可能であると定められている。これに対してアルゼンチンにおいては、それを行うことは認められていない。ブラジルにおいては、裁判所が、当該ストライキがストライキ権の乱用であると宣言した場合のみ可能ではあるが、それ以外の場合には企業家がそれを行うことができない。

さらにストライキの期限についてもチリにおいては予め定められている。チリの場合には、労働者の総数の半数が仕事に戻ればストライキは自動的に終了したものと見なされることとなっている。これに対してアルゼンチン、ブラジル、メキシコにおいては、ストライキの継続期間について一切の定めが設けられていない。

一方、労働者側の権利のなかで組合に加入する労働者が組合を脱退し、仕事に戻る権利についてはチリの場合それが可能であることが定められている。これに対してアルゼンチンとメキシコでは、労働者はそのような権利を有しないとされている。一方、ブラジルではそれが可能である。

以上の他、チリにおける労働の雇用に関する各種の規制は、比較的柔軟であることが確認される。従って、総合的に見てチリにおける労働市場分野の改革は、他のラテンアメリカ諸国と比較してかなり進んでいると考えることができよう。

そうしたチリの労働市場の改革の効果は、この国における雇用機会の拡大が他の諸国

よりもかなり高いことによって確認することができる。すなわち、チリの労働市場の改革は労働の雇用面で大きな効果があったと考えられるのである。

中長期的に見た雇用の拡大と経済活動人口の拡大を比較した場合、アルゼンチン、メキシコ、ブラジルにおいては、経済活動人口の増加率が雇用拡大を上回っているのに対し、チリはほぼ同じ増加率で推移したことが確認される。すなわち、チリでは経済活動人口増加率が1970年から95年に、年平均3.9%で増加したのに対し、雇用は4.0%の増加率となった。これに対しアルゼンチンでは、経済活動人口の増加率は3.3%とより低かったが、雇用の拡大は2.2%とさらに経済活動人口の増加率を下回ったのである。一方、メキシコにおいては、人口増加率が3.1%と非常に高く、経済活動の人口増加率も3.9%と高かったが、雇用の増加率は3.6%にとどまり、経済活動人口の増加率を下回ったのである。ブラジルにおいては、人口増加率はチリやアルゼンチンをかなり上回る2.4%であり、経済活動の人口増加率は3.0%であったが、雇用の増加率は2.5%とそれを下回った。(Guasch, 1996, p.148)

以上の結果、チリにおいては労働市場の分野の改革にともない、雇用の創出が経済成長とともに進んだということができる。1970年代以降の雇用の水準の推移を見ると、フォーマルセクターの順調な拡大が顕著である。すなわち、自営業者、組合加入の賃金労働者、組合に加入していない賃金労働者の3つの分類で見た場合、最も増加が大きかったのは第3の分類の労働者であり、1977年から83年(累積債務危機発生直後まで)においては年率3.6%の増加であったのに対し、1984年以降は年率4.5%の増加となり、80年代半ば以降の非組合員の賃金労働者の占める割合が大きく高まったことが確認される。一方、組合加入の賃金労働者の総数は、1970年代の半ばの水準から90年代半ばまで殆ど変化しておらず、この結果、全就業者に占める組合加入の賃金労働者の割合は低下した。

一方チリにおける失業率は、1982年の債務危機で同年は22.1%、83年には22.2%と言うきわめて高い水準に達したが、その後次第に低下し、1986年には13.5%となり、89年には10%以下となり(同年9.1%)、95年には6.8%にまで低下した。ただし、最近の成長の減速で、ここ、4年間は、再び、9%台となっていることは、先にのべた。(本稿の第2節参照)

また、改革が行われた後の時期においては、ストライキの回数が大きく減少していることも確認される。1988年から99年の労働関係の争議の数は、1966年から70年の争議の数の20%の水準へと低下したとILOの研究は推定している。

先に引用した研究(Guasch, 1996, p.170)は、このチリの労働市場改革の経験は、ニュージーランドの経験との共通性が非常に高いことを指摘している。特に両国では労働市場改革を行った後、輸出部門が非常に活性化し、輸出部門の拡大によって両国は経済の不振を脱し、また高い失業率を引き下げることに成功したことを指摘している。労働市場改革と輸出の拡大との直接的関連についてはチリの場合には詳細な調査が行われていないが、ニュージーランドについて興味深い調査があり、労働市場改革がもたらした様々な変化は企業の輸出競争力を強めたことが指摘されている。

4. 経済発展戦略の「チリモデル」

本稿の冒頭で述べたとおり、「チリモデル」という言葉は多くの研究者が用いているが、経済改革を成功させたという意味でのチリモデルに加えて自由市場経済の下、比較優位のある産業を発展させ、それによる輸出の拡大をベースとした経済発展戦略あるいは、出来る限り経済への政府の介入を減らし小さな政府を実現し、経済の発展を民間の活動により多く委ねるという意味での経済発展戦略と言うような意味でもチリモデルという言葉が使われている。例えば Corbo and Tessada (2001) は、チリモデルはラテンアメリカ地域域内にとどまらず、より広く、経済発展戦略のモデルという観点からも重要な意義を有していると指摘し、チリモデルは東アジアモデルに対するきわめて明瞭な対照的モデルであると指摘している。

つまりチリモデルは、東アジアのように、主として製造業の分野で、より進んだ国をめざしてキャッチ・アップを行なっていくというものではなかった。競争力のない製造業のかなりの部分は、輸入の自由化のもとで倒産し、製造業の比重が下がる一方、一次産品やその加工品などの輸出は拡大し、その産業の比重は上昇した。

こうして、1980年代半ばから90年代末にかけてのチリの高い成長は、比較優位を有する産業がチリ経済の自由化や改革の下で発展し、その輸出の拡大を中心とする経済発展に基づくものであったことは多くの著者が認めるところである。それは明らかに軍事政権発足以前の長期にわたる輸入代替工業化によって経済発展を達成しようとしたモデルとは異なるものであり、それは、政府が成長の可能性の高い産業分野の発展を促すと言ったようないわば政府主導型、または政府介入型の東アジアの発展のモデルとも明らかに異なっていると言うことができよう。

しかしながら、現在チリで問われているものは、このような比較優位に基づく産業の自律的発展による高い成長が、今後も引き続き現在のような政策の下で、従って、上に述べたような「チリモデル」によって、継続が可能か否かという点である。

この点については、いくつかの興味深い研究が行われている。まず Sachs and Larrain (2001) は、チリのこうした発展の中心となってきた銅鉱業と林業及び漁業の資源の賦存について詳細な検討を行い、銅鉱業と漁業については今後はこれまでのような発展は困難であることを明らかにしている。

例えば、銅の生産は、1980年から97年においては、年成長率が6.8%に達し、それ以前の20年間の2倍のスピードで増加してきており、特に90年代においては加速し、年増加率は10.8%に達した。しかしながら、90年代に入ってチリを中心とする銅の増産などを反映して価格は低下傾向にある。この価格の低下傾向が続くとするならば、物的な銅の生産量は今後8.1%ないし9.2%の年成長率で増加しなければ、これまでのような銅による収入の増加を確保することは出来ない。しかしながら、上記の著者の詳細な検討によれば、この成長を維持するためにはチリは2億4200万トンないし2億8600万トンの銅の埋蔵量を必要とすると指摘している。しかるに現在明らかにされているチリの銅の埋蔵量は1億3800万トンないし1億7500万トンであり、従って、上に述べたような高率での銅の生産及び輸出を継続的に維持することは困難であり、それを行う場合には、2020年までにチリの銅の埋蔵量は枯渇してしまうと推定している。

同様な推定を漁業及び林業に関して行った結果、漁業についても生産の拡大の可能性には限界があることが指摘されている。こうした検討から、チリが今後輸出による経済

発展を遂げていくためには、天然資源に依存しない輸出を拡大する必要があるというのが上記の著者の結論である。Sachs and Larrain (2001)は、輸出の多様化を行わずに一次産品への依存のみで高い発展の水準を達成した国はごく少数であり、それらの国々は人口が非常に小さかったことと、その人口に対して相対的にきわめて豊富な資源が賦存していたという特徴を有しているとしている。そして 1997 年の世界開発報告において高所得国に分類された 26 の国の内、20 ヶ国は少なくとも財の輸出の 60%が製造工業品によって占められていると言うのである。またチリは、一次産品に依存しているが故に、輸出収入の不安定性が高く、この不安定性を減少させるためにも輸出の多様化が必要であるとしている。

一方、Moguillansky (1999) は、『チリにおける投資：拡大サイクルの終了?』と題する著書において、チリにおいては、銅などの投資のピークは今日終了し、これまでのような高い成長率での銅の生産や輸出の拡大は、今後期待し得ないとの指摘を行っている。チリにおいては少数の分野に投資が集中しており、これら分野に関する分析に基づけば、2000 年頃にはこれまで成長を維持し、且つ、国際収支の危機を回避することを可能にしてきた輸出の分野への投資サイクルが終わりに近づくことを示唆しているとの結論に達している。従ってこの研究では、結論として投資と成長のサイクルを新たに引き起こすような一連の政策と戦略を検討することが必要であるとしている。

ここに述べた投資サイクルの終了を説明する要因として、著者は一部の分野における投資効率の低下、国際価格の低下、他の国からの世界市場への輸出拡大を引き起こしている新しいアクターの参入などを挙げている。

一方、チリが比較優位に基づく輸出の拡大によって、高い成長を実現してきたとする見解に対して、単に比較優位に基づく発展に委ねて着実な輸出の拡大が実現したのでは必ずしもなく、官民の多くの努力によって実現したものであることを強調する見方もある。例えば、林業の発展と林産品の輸出（木材、チップ、紙・パルプなど）の拡大は、植林などを優遇する政策に支えられた面が大きい。半官半民のチリ財団(フンダシオン・チレ)が、新しい輸出品の開発などに果たした役割は非常に大きい。さらに、輸出振興一般、特にチリの輸出品の市場開拓について、チリ輸出公社(プロチレ、チリ外務省傘下の輸出振興機関で世界各国に事務所をおいている)の果たした役割が極めて大きいことは良く知られている。これらフンダシオン・チレ、プロチレはいずれも、他の中南米諸国には必ずしも見られないユニークな組織である⁹。従ってチリは、基本的には比較優位に従った貿易構造を作ってきたとは言え、それが全く自律的に実現したものであるとはいえないと考えられるのである。

そのような観点も含め、チリの輸出振興政策(特にプロチレ)の活動の効果や、その下での非伝統的輸出品の輸出の拡大などについて詳細な検討を行った Macario, Carla (2000)は、近年、非伝統的輸出品の成長が鈍化してきていることを指摘し、チリの非伝統的輸出の高い成長にこれまで貢献してきた政策が現状のままでは、従来のような効果を期待し得ないことを指摘している。ウルグアイ・ラウンド以降の WTO の規定を

9 類似の組織がある国も少なくないが、その活動は、これらのチリの機関には及ばないことが多い。例えば、プロチレの類似の組織としては、アルゼンチンには、フンダシオン・エクスポルタルがあり、パラグアイには、プロパラグアイがあるが、あまり、活動の成果はあがっていない。

遵守する必要から、輸出を促進する補助金などは廃止され、チリの輸出振興の各種の措置は、輸出の多様化を促すという点では、その有効性を次第に失いつつあると見ているのである。従って、輸出の拡大と多様化を可能にするような新たな一連の政策が必要であることを指摘し、具体的にその提案も行っている。

また、先に引用した Corbo and Tessada (2001) は、比較優位に基づく輸出の拡大をベースとする「チリモデル」が成功したのは、その実施された経済政策の結果によるものか、単に一次産品輸出の拡大を可能にするという点で運のいい時期に当たっていた結果なのかを明らかにする必要があると述べている。

以上のように、発展戦略としての「チリモデル」は現在、見直しを迫られているとみてよいであろう。本稿第 2 節でみたとおり、チリの成長率は近年減速してきており、それも、これまでの発展戦略としての「チリモデル」が壁にぶつかっていることを示すものであるとの見解を否定することは難しい。

こうした中で、チリ政府も新たな政策を展開しつつある。それはそれまでの政策を否定するものではないが、それまでの政策を補い、さらに新たな要素を加えていくものであると言うことが出来よう。

その一つは、地方分権、地方の発展を促す政策である。これまでの政策では、首都圏（首都サンチャゴ市とその周辺）への一極集中が進み、サンチャゴ市では大気汚染がますます進むなど集中の弊害が生ずる一方、いくつかの地方では失業率が低下せず、首都と地方の格差や地方の間での格差が拡大してきている。このため政府は、政治的には地方分権を進める一方、経済的には、産業振興公社（CORFO）により、地方での投資振興、産業振興、輸出振興を行おうとする *TodoChile* と称するプログラムがフレイ政権下で開始し実施されてきている。これにプロチレも支援している。

また、チリを周辺国や地域、広くは南米のなかでのハブと位置付け、その位置のメリットを生かし、サービス産業をはじめとする様々な産業を推進していこうとする動きも見られる。すなわち、チリは MERCOSUR へのゲートウェイとしての特徴を強調しており、例えばチリの第一地域（アリカ及びイキケの港湾都市を含む）は、その周辺の諸国への物流などの中心地としての役割を果たしつつある。アリカはペルーやボリビアの保税倉庫等の設置が条約で定められている特殊な国際都市であり、特にボリビアの太平洋への出口の一つとして極めて重要な地位を有している。一方、イキケには自由港（Zofri）が設けられており、この自由港での免税措置を利用した事業活動が可能であることにより、イキケはアリカと並んで、ここを拠点としたボリビア、アルゼンチン北部、ペルー南部、パラグアイ、ブラジルの一部等への貿易の中継点や物流基地、さらに輸送サービスの基地としての役割をますます強めつつある。

イキケはこうして、小規模ながらパナマと同様な機能を次第に有するようになってきている。アリカやイキケは投資面での優遇措置に加え、そうした有利な地理的位置にあることから、小規模ながらも外国直接投資が行われている。イキケの自由港にはソニーをはじめとするアジア諸国の電子・電気メーカーの投資も見られる。

一方、最近目立つのはチリに南米へのサービスのハブ機能としての役割を持たせるよ

うな外資系企業の投資である¹⁰。それらは林業や銅鉱業のような多額の投資をともなうものではないが、新しい動きとして注目される。チリ政府も、以上のようなチリの有する有利な点に着目した企業誘致に勤めている。

さらに最近注目されるのは、チリ政府が、アイルランドやシンガポールなど、多様な分野の外国投資の誘致に成功している経験から学び、IT 関連などの新たな産業を誘致しようとする努力を行い始めていることである。ラゴス大統領自らのシリコンバレーへの訪問はそれを象徴するものであるが、チリへの企業誘致のための事務所がシリコンバレーで開設された。また IT を始め、通信、電子産業、新素材、バイオテクノロジーなどの分野の振興制度（投資 FS 調査へのインセンティブ、固定資本投資へのインセンティブ、人材養成、R&A 活動など）の創設が行われている。これらは特定産業の振興を目的とした政策は行なわないという方針を貫いてきたチリにおける新たな動きであり、従来の一次産品とその加工品を中心とした輸出から、より高度な分野での多様化を目指す政策であるといえよう。これをチリの重要な政策転換とみる見方もある。

5. わが国の対チリ経済協力の推移

チリはメキシコ、ブラジルなどと同様、中進国であることから、技術協力と有償資金協力を中心に経済協力が行なわれてきた。しかしチリ政府の方針などにより、資金協力はメキシコ、ブラジルなどと比較して、件数や資金協力額は少ない。技術協力に関しては、1978 年に日本とチリの間で技術協力協定が締結され、1983 年には、国際協力事業団のチリ事務所が開設され、このころから、協力の規模や、分野において次第に着実な拡充が見られるようになった。1997 年からは青年海外協力隊の活動も開始された¹¹。

有償資金協力では、灌漑事業、上下水道の整備などでの協力が行なわれており、海外投融資事業では、植林事業に融資が行なわれている。また、旧日本輸出入銀行の事業として、石炭火力発電プラントなどに関わる輸出金融、エスコンディータ銅山、ラカンデラリア銅山などをはじめ、いくつかの分野での投資金融が行われている。

技術協力は様々な分野にわたっているが、主な分野の一つとして、チリが進めてきている、輸出の拡大と多様化に直接間接に寄与する協力、関連する産業分野における協力が挙げられる。中でも特筆すべきは、水産養殖をめぐる分野の協力である。1969 年から行なわれたサケ・マスの水産養殖プロジェクトのもとで、河川調査、孵化場の建設が行なわれ、日本からサケの孵化、放流適期までの餌付飼育、放流の技術が移転された。チリ政府から、沿岸地域及び内水面における増養殖についても日本政府の協力を得たいとの要請が出され、79 年にはプロジェクト方式技術協力を格上げされ、89 年まで協力が実施された。プロジェクト終了後は、プロジェクトサイトであったチリ南部に、民間鮭・鱒養殖業者が多数参入し、これら業者の要請により、ギンザケの発眼卵、稚魚、サクラマスの稚魚も販売されるようになった。またサイトでは、飼料分析などのコンサルタント業務も実施し、独自に開発した稚魚用ペレットと並んで高い評価を得た。本技術協力プロジェクトで移転された、孵化、育成、放流などの基本的技術は、フンダシオン・チ

10 堀坂・細野・古田島（2002）参照

11 本稿のこの節の執筆にあたっては、日本チリ修好 100 周年の記念事業として、出版された、『日本チリ交流史』の経済・技術協力の部分および、JICA チリ事務所が 2 国間協力に関してまとめた資料などを参照した。

レによる、鮭養殖の商業化のプロジェクトとともに、その後のチリのサケの養殖の発展に大いに貢献したことが知られている。

また、貝類を中心とする沿岸養殖の振興を図るべく、養殖に関し進んだ研究を行っていたカトリカ・デル・ノルテ大学のコキンボ校（同大学水産学部）に日本の無償資金協力により浅海養殖センターを建設し（交換公文署名 1984 年）、同センターへ長期にわたり個別専門家を派遣した。さらに、同大学へ移転された技術を中南米諸国へ普及すべく 1988 年より 15 回にわたり第三国研修「貝類養殖」が実施されてきた。同センター建設前から日本の協力によって開始されていたホタテ貝の養殖は、チリの第 4 州を中心に一大産業へと成長した。さらに、同センターにおいて、蝦夷アワビの養殖の研究に取り組んできている。一方南部、プエルトモンテ周辺では、カキの養殖プロジェクトなどへの協力が行なわれている。

鉱業分野では、銅を始めとする鉱物資源の賦存可能性を調査する「資源開発協力基礎調査」が複数回にわたり実施されたことに加えて、鉱害防止と鉱山保安に配慮すべく、中小鉱山が数多く存在する第三州コピアポに「資源環境研修センター」を設立し、鉱山技師、鉱山管理責任者、労働者などを対象に研修コースを実施してきた。

一方、チリの第 7～10 州を中心に盛んな牧畜産業の発展を図るため、第 10 州のアウストラル大学獣医学部に 1981 年より個別専門家が派遣され、この活動を基礎に 1986 年より 3 年間、品種改良による牛飼育の生産性向上を目的とした研究協力「家畜繁殖学」が行われた。また、この専門家派遣と研究協力により得られた成果を中南米諸国の研究者にも広く提供すべく、1986 年より 10 回にわたり第三国研修「家畜繁殖」が実施された。

また、輸出用の高品質野菜・果物生産の拡大はチリにとって重要な課題となっているが、このための優良品種の導入や、バイオテクノロジーなどの新しい技術による育種、育苗管理に大きな期待がよせられた。またチリには貴重な植物遺伝資源の分布がみられるが、チリでは植物遺伝資源の適切な保存施設、技術が不十分であり、積極的、組織的な収集保存が行なわれていなかったため、プロジェクト方式技術協力により、植物遺伝子資源計画プロジェクトが実施された。

チリは、中南米諸国のなかでも、早くから通信分野の民营化を行い、積極的に新しい情報通信技術を導入しているが、そのなかでデジタル通信網による迅速な通信網の整備が不可欠であることが認識され、それを支える技術者の養成が緊急な課題となったことから、デジタル通信訓練センターのプロジェクト方式技術協力が実施された。

この他の重要な技術協力の分野として、医療・保健、耐震対策、環境などの分野がある。チリにおいては胃ガン、消化器ガンの発生率が高く、これらの対策が成人病対策において重要な課題となっていることから、1977 年から 6 年間「胃癌対策プロジェクト」が、さらに 92 年から 5 年間にわたり「消化器癌プロジェクト」が、国立サンボルハ・アリアラン病院において実施された。さらに、この両プロジェクトの成果を広く中南米諸国に波及させるべく第三国研修、胃腸病学コースが 1981 年から 15 年間にわたり実施されたが、このコースは中南米以外の国々からも、自費でも参加したいと言う人々が集まるほど評価の高いコースとして知られるに至った。

環境分野では、チリ国環境センターへの協力が重要である。チリでは、首都サンチャ

ゴを始めとする大気汚染、水質汚染などが顕在化して大きな問題となっており、政府は環境対策を優先課題として、環境基本法の制定を行なっている。環境センターへの協力プロジェクトは、国家環境委員会および国立チリ大学によって、同大学構内に設置されたチリ国環境センターの活動への支援を5年間にわたって行なうものであった。特に、大気汚染、気象予測、産業廃水、産業廃棄物の4分野の現状の解析から、対策立案、手法確立を行なうことが協力の中心的内容となった。

以上の他、近年日本チリ・パートナーシッププログラム(JCPP)のもと、両国が連携して第3国に協力を行うことも積極的に推進されている。JCPPは、1999年に日本政府とチリ政府の間で締結された。JCPP締結の背景として、日本政府はチリとの二国間協力において、チリに移転して適正化された技術を域内周辺国に普及させるために、第三国研修や第三国専門家のスキームを使い、南南協力に対する支援を行ってきたこと、チリ側はそれと並行して国際協力庁(AGCI)のもとで中米諸国などに対する独自の南南協力を1993年より開始していたことを挙げる事が出来よう¹²。

最後に、最も最近行なわれたチリへの技術協力の一つに「地域経済開発・投資促進支援調査」(EPIEと略称される開発調査)があるが、このプロジェクトについては、次節で言及する。

6. チリの社会経済発展の課題と日本の対チリ経済協力¹³

日本の対チリ経済協力を検討するにあたっては、チリが達成した社会経済発展の現状と、今後取り組むべき課題はもとより、日本とチリの関係の現状と将来、他のドナーの協力の動向、特にそれと比較しての日本の比較優位を有する分野などを考慮する必要がある。

まず、日本とチリの関係については、日本ラテンアメリカ環太平洋21世紀委員会、日本チリ部会(スペイン語では、Comite Siglo XXI para la Cuenca del Pacifico entre Japon y America Latina, Capitulo Chileno, 以下日本チリ21世紀委員会と略す)が、2000年に報告書を作成している。またこれより先、同委員会は、日本チリ修好100周年の機会に「日本チリ関係の回顧と展望」を行なっている¹⁴。

まず、日本にとってのチリの重要性について指摘しておきたい。チリは南米の中でも太平洋に向かって開かれた国であり、APECの加盟国でもある。中南米のAPEC加盟国は、メキシコ、チリ、ペルーの3国であり、特にチリは重要なAPECメンバー国である。また、チリの貿易における日本のウェイトは、他の中南米諸国を圧倒しており、人口1人当たりの対日輸出額は中南米最大で、ブラジル、メキシコ、アルゼンチンなどの10倍以上となっている。チリの日本への輸出額は、人口一人当たり171.6ドルで、ブラジルの16.3ドル、メキシコの17.0ドル、アルゼンチンの14.7ドルと比較してはるかに高い水準である(1999年)。対日輸入額は、パナマ、メキシコに次いで3位であるが、パ

12 JCPPによる協力の特徴や、具体的内容については、細野昭雄「チリの南南協力支援に関する評価調査報告書」(2002年4月)参照。

13 本稿の第6節は、筆者がこれまでにこなして来たチリでのJICAなどの協力プロジェクトへの参加の経験、とくに、「チリ地域経済開発・投資促進支援調査」(EPIE)の事前調査、本調査におけるアドバイザーとしての参加の経験などを念頭に執筆したものである。

14 2つの文書のうち、前者は、在チリ日本大使館のホームページで閲覧可能である。後者は、先に引用した『日本チリ交流史』に収録されている。

ナマの場合、コロン・フリーゾーンと便宜置籍船制度があるために高くなっている。メキシコの場合には、マキラドーラという特殊要因があるために高くなっており、それぞれの通常の国内市場にかかわる対日輸入額では、チリが大幅に勝っているといえよう。

また、輸出総額に占める対日輸出額は中南米の中で突出している。チリの輸出のうち、EU 向けが 38 億ドル、米国向けが 26 億ドルであるのに対し、日本向けは 21 億ドルとなっており、日本の割合が非常に高い。加えて、チリの企業家が、日本企業にとってのビジネスパートナーとして非常に信頼されているということも重要である。このことは、「日経経済委員会」が長年にわたり信頼を醸成してきて、その下で長期的な協力関係が構築され、新しいビジネスが次々と開発されてきていることによるものとの解釈もできよう。

チリ企業の国際化が進んでいる事も指摘すべきであろう。チリは中南米諸国の中でも最も対外投資額の高い国の一つとなっている¹⁵。基本的には、この国際化がチリ企業や国民をしてグローバル・スタンダードを尊重する考え方を強めさせた、という面を指摘することができる。この国際性、あるいはグローバル・スタンダードの尊重は、日本の企業にとって、チリ企業が協力し易いビジネスパートナーであると認識している大きな要因であろう。

また、先に引用した「21 世紀委員会」の報告書は、チリがアジアとラテンアメリカの橋渡しをする役割を果たそうとしていることの重要性を指摘している。

本稿第 3 節および第 4 節では、チリモデルについて考察した。それを念頭においた上で、社会経済発展の現状と課題という観点からは、2 つの点を強調したい。第 1 は、チリの改革と制度構築における成功であり、「チリモデル」と呼ばれて多くの国から注目され、その経験が参考にされている点である。第 2 に、しかしながら、一次産品輸出に依存する経済発展の長期的持続の可能性についての疑問がだされており、且つ、最近チリの成長率には減速がみられ、輸出の多様化、産業の高度化を図ろうとする動きが見られることである。またこれと関連して、中央と地方の格差の拡大が生じていること、首都圏では産業と人口の一極集中により公害問題が深刻化していること、貧困層の減少や社会面での改善が見られているとは言え、なお、これらの分野での努力が必要であることなども指摘される。これらは、これまでの「チリモデル」の持つ限界、または、「チリモデル」下で生じたり、解決できなかったりした側面であると見ることが出来よう。

第 1 の点からは、チリがラテンアメリカ域内外の国々に応用可能な多くの経験を有しており、南南協力、三角協力などを行なうための優れた条件を備えていることを示しているといえよう。

第 2 の点は、「チリモデル」のこれまでの成功にもかかわらず、チリは今日なお、多くの社会経済発展の課題に取り組む必要があり、それらに協力する必要があることを示しているといえよう。

第 2 の点に関しては、ピノチェット政権の下での改革と制度構築のアセットを引き継いだ民政移行後の 3 代にわたる政権は、いずれもそれまでの「チリモデル」を継承しつつも、医療や教育など社会的側面を重視し、貧困対策、中小企業政策、地方の活性化、環境問題への取り組みなどを行い、「チリモデル」の一層の進化を、それまでの「チリモ

15 堀坂、細野他(編)、1997 参照

デル」の優れた部分を維持しながら進めて来たと言う事が出来る。それは、「90年代の改革」によって行なわれたものであり、基本的にポピュリスト的政策を行なわずに、社会面での多くの改善を達成した点で、「80年代の改革」とともに民政による「90年代の改革」は高く評価される¹⁶。現ラゴス政権はそれをさらに進めつつあるが、ラゴス政権になってからは、これまでの「チリモデル」をそのまま継続することで成長の持続性を確保できるかについての懸念が顕在化する至ったことは先に指摘した。

ラゴス政権は、「チリモデル」を維持しつつ、成長の持続を確保するための政策として、一方でこれまでの FTA 戦略を徹底する形での自由化の一層の推進を行なうとともに、他方では、既に述べたように、IT などハイテク産業を含む産業や輸出の多様化を進めつつある。

FTA 戦略では、米国との FTA、EU との FTA、韓国との FTA に合意し、さらに日本に対しても FTA の早期の締結を働きかけてきている。また、近年では、中国への接近も強めている¹⁷。

以上のような状況を念頭におくとき、社会経済発展の課題ならびに日本とチリの特徴を考慮した経済協力のあり方としては、なによりも、いずれ実現するであろう、日本とチリの FTA の締結と、それによって可能となる新たな経済関係の可能性を視野に入れた協力の方向を模索する必要があると考えられる。また、同時に米国、EU、韓国との FTA、米州全体の FTAA が実現するわけであり、チリ経済は、さらなる国際競争にさらされると共に、新たなビジネス機会に恵まれることとなる。従って、こうした対外経済環境の変化に対応するための、アジアを含む新たな市場を視野に入れた、且つ、従来よりも、地方の発展(特に、南北に長いチリの異なる地域毎の特色)に配慮した経済開発・投資及び輸出の促進が重要となる。従って、そのような視点に立つての産業の多様化、新たな輸出製品の導入や育成、特にこれまでの一次産品輸出からのより高い付加価値の輸出品への多様化、IT などの産業の育成、生産性・品質の管理の改善を含む競争力の強化、それらのための技術者・技能労働者など人材の育成、これらを通じての地域間格差の是正を目指す協力などが重要であると考えられる。

こうした観点から、2000 年度から 2002 年度に実施された『チリ地域経済開発・投資促進支援調査』の成果は注目される。この EPIE と略称される調査 (JICA による開発調査) は、上記のような観点からの調査であり、チリの異なる特色を有する地方のそれぞれの発展の可能性を分析した上で発展のビジョンを提示し、「チリモデル」の特徴を生かし、民間セクターや地方自治体の主体性を尊重しつつ、日本市場を含むアジア市場に特に着目し、アジアと Mercosur とのゲートウェイとしてのチリの役割をも重視した調査である。

この調査で明らかにされた多くのアクション・プランは、様々な分野でのチリへの具体的な経済協力の可能性を示唆している。例えば、バルパライソを中心とする地域などでの IT 産業の育成に関わる協力の可能性は、その一つの例であろう。最近この分野での協力に関し、チリ側からの強い要望があって具体化の動きがみられており、注目され

16 西島・細野編著(2003)の第7章から第11章参照。

17 チリの FTA 戦略については、細野(2001)の第4章「チリにおける FTA の進展と日智 FTA」参照。

る。

一方、サンチャゴ市の大気汚染は未だかなり深刻であり、その対策や、一般に産業公害の防止なども重要な課題であり、環境分野での協力は引き続き重要である。また、教育・医療など社会面での改善がすすみ、貧困層も減少してきているとは言え、成長の恩恵に浴してこなかった社会的弱者の生活向上に向けた協力も重要であると考えられる。

以上の分野での協力と並んで、今後重要性が増すと考えられるのが、日本チリ・パートナーシッププログラム（JCPP）による南南協力支援、三角協力の推進である。

チリは既に述べたように、中南米諸国の中で最も早くから経済改革を行い、経済の安定と成長の回復を実現し、長期にわたって高い成長を維持して今日に至っている。チリの多くの経験は、本稿第3節、第4節で述べたとおり「チリモデル」ともよばれ、中南米地域はもとより域外でも非常に注目されている。またチリの学術水準や科学技術水準は、中南米諸国のなかで相対的にかなり高いことが広く知られている。その結果、チリの大学には中南米諸国から多くの学生が留学にきており、また増加する傾向にある。以上のような理由から、チリは南南協力を行う国として優れた条件を備えていると考えられる。

第二に、チリの場合、90年代の民政移行後国際協力庁（AGCI）が組織され、小規模ながらも南南協力を行ってきており、その経験の蓄積があること、且つ南南協力を積極的に推進しようとしている点も重要である。

第三に指摘すべきは、チリにおいては、多くの分野で日本からの技術協力の実績があり、しかもその多くは成功裡に行われており、チリ側カウンターパートが、自ら第三国に協力できる技術力や経験を持つようになってきているということも重要である。そのことは、本稿の第5節で詳細に検討した。日本からの成功裡の協力の実績があるということは、チリが南南協力国として優れた条件を有していることを意味しているといえる。

南南協力は、様々な面からみて効果的な協力の方法である。すなわち、日本がチリに対して行なって来た協力の実績を生かし、さらにその成果を他の国々に普及させ、活用することが出来ること、AGCIのような援助機関の機能・体制をさらに強化し、チリの援助国化を支援しうることに加え、「チリモデル」などによって広く注目されているチリの様々な分野での経験をも生かすことにより、チリと日本が共有する社会経済発展の経験・知見を効果的に発信することが可能であり、援助リソースを持ち寄り、合い携えることにより、効果的協力を行ない得る可能性のあることを強調したい。

（2002年12月15日記）

以上
（細野昭雄）

（参考文献）

Agosin, Manuel y Ricardo Ffrench-Davis (1998)

Aninat, Eduardo (1998), Informe del Estado Fiscal, Ministerio de Hacienda, 8 de Octubre de 1998

Bosworth, Barry P., Rudiger Dornbusch and Raul Laban (editors) (1996), The Chilean Economy:

- Policy Lessons and Challenges, Washington, D. C.
- Boylan, Delia M. (1996), "Taxation and Transition: The Politics of the 1990 Chilean Tax Reform", *Latin American Research Review* Vol.31, No.1, 1996, University of New Mexico.
- Buchi Buc, Hernan (1993), *La Transformacion Economica de Chile: Del Estatismo a la Libertad Economica*, Grupo Editorial Norma, Santafe de Bogota (Colombia), Santiago (Chile).
- Centro de Estudios Publicos (1992), "El Ladrillo": Bases de la Politica Economica del Gobierno Militar Chileno, Centro de Estudios Publicos, Santiago (Chile).
- CEPAL(2002), *Balance Preliminar de las Economias de America Latina y el Caribe 2002*, Santiago (Chile).
- Corbo, Vittorio and Jose A. Tessada (2001), "Growth and Adjustment in Chile: A Look at the 90s" (mimeo).
- Collings, Joseph and John Lear (1995), *Chile's Free-Market Miracle: A Second Look*, Institute of Food and Development Policy, Oakland (California).
- Drake, Paul y Ivan Jaksic (compiladores)(1999), *El Modelo Chileno: Democracia y Desarrollo en los Noventa*, Lom Ediciones, Santiago (Chile).
- Foxley, Alejandro (1993), *Economia Politica de la Transicion*, Dolmen Ediciones, Santiago (Chile).
- Guasch, (1996),
- Inter-American Development Bank (1991), *Socioeconomic Report: Chile*, Inter-American Development Bank, Washington, D.C.
- Jadresic, Esteban and Roberto Zahler (2000), *Chile's Rapid Growth in the 1990s: Good Policies, Good Luck or Political Change?* (IMF Working Paper), International Monetary Fund, Washington D.C.
- Larrain, Felipe (editor) (1994), *Chile Hacia el 2000*, Centro de Estudios Publicos, Santiago (Chile).
- Lederman, Daniel and William Maloney (2002), "Open Questions about the Link between Natural Resources and Economic Growth: Sachs and Warner Revisited", (mimeo).
- Loveman, Brian (1988), *Chile: the Legacy of Hispanic Capitalism*, Oxford University Press, Oxford.
- Macario, Carla (ed.)(2000), *Export Growth in Latin America: Policies and Performance*, Lynne Rienner Publishers, Boulder (Colorado).
- Mayorga L., Roberto y Luis Montt D.(1993), *Inversion Extranjera en Chile: Marco Legal General, Nacional e Internacional*, Editorial Juridica Conosur, Santiago (Chile)
- Moguillansky, Graciela (1999), *La Inversion en Chile: ¿El Fin de un Ciclo en Expansion?* CEPAL, Santiago (Chile).
- Meller, Patricio y Raul Eduardo Saez (1997), *Auge Exportador Chileno: Lecciones y Desafios Futuros*, CIEPLAN/Dolmen, Santiago (Chile).
- Montero, Cecilia, *La Revolucion Empresarial Chilena*, CIEPLAN/Dolmen, Santiago (Chile).
- Pizarro, Crisostomo, Dagmar Raczynski and Joaquin Vial (editores) (1995), *Politiclas Economicas y Sociales en el Chile Democratico*, CIEPLAN/UNICEF, Santiago (Chile).
- Perry, Guillermo and Danny M. Leipziger (ed.) (1999), *Chile: Recent Policy Lessons and Emerging Challenges*, (World Bank Institute Development Studies), World Bank, Washington, D.C.
- Sachs, Jefferey and Felipe Larrain (2001), *A Structural Analysis of Chile's Long-Term Growth:*

- History, Prospects and Policy Implications (mimeo).
- Silva, Eduardo (1996), *The State and Capital in Chile: Business Elites, Technocrats, and Market Economics*, Westview Press, Boulder (Colorado).
- Valdes-Prieto, Salvador (1997), *The Economics of Pensions: Principles, Policies, and International Experience*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Wisecarver, Daniel L. (editor) (1992), *El Modelo Economico Chileno*, Instituto de Economia, Universidad Catolica de Chile, Santiago (Chile).
- 堀坂浩太郎・細野昭雄・古田島秀輔 (2002) 『ラテンアメリカ多国籍企業論』日本評論社
- 細野昭雄(2001) 『米州におけるリジョナリズムと FTA』神戸大学経済経営研究所
- 細野昭雄(2002) 『JCPP 有識者評価 (チリの南南協力支援に関する評価調査) 報告書』外務省経済協力局評価室
- 細野昭雄・恒川恵市(1983) 『ラテンアメリカ危機の構図』有斐閣
- 西島章次・細野昭雄 (2003) 『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』神戸大学経済経営研究所
- 日本チリ交流史編集委員会(1997) 『日本チリ交流史』日本チリ修好 100 周年記念事業組織委員会・ラテンアメリカ協会